

「緊急災害対策支援本部」の設置について

九州北部における梅雨前線の活発な活動による猛烈な降雨に由来する洪水被害について、自治体からの支援要請があったことから、災害対策基本法に基づく指定公共機関である水資源機構では、「独立行政法人水資源機構防災業務計画」に基づき、7月6日（木）17時、理事長を本部長とする「緊急災害対策支援本部」を設置いたしました。

九州北部における豪雨災害への支援として、水資源機構筑後川局管内の各事務所より、7月6日16時15分、福岡県東峰村小石原庁舎に支援物資（ブルーシート100枚、衛星携帯電話、災害時毛布若干、食料等）をお届けしました。

今後も、自治体に派遣したリエゾン（災害対策現地情報連絡員）と連携しつつ、必要な支援を行って参ります。〔梅雨前線の活発な活動による豪雨対応状況（第2報）：一部既報〕

（参考）独立行政法人水資源機構防災業務計画　－抜粋－

第3章 防災に関する組織及び運営

第1節 組織及び運営

- 8 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関（以下「国等」という。）から災害に係る支援の要請を受けた場合において、本先に緊急災害対策支援本部を設置し、機構施設の防災業務に支障がない範囲で、国等への災害支援を実施することができる。

平成29年7月7日



独立行政法人 水資源機構

発表記者クラブ

国土交通記者会

水資源記者クラブ

問い合わせ先

独立行政法人 水資源機構 総務部広報課 河合、澤田

住 所：埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

電 話：048（600）6513

